

## 用語解説

本文に出てくる言葉のうち、難解なものには初出時に\*をつけています。

### \* 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成13年12月に施行された法律で、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律です。

### \* 2 「北海道子どもの読書活動推進計画」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるようにと、平成15年11月に第一次計画が策定され、平成30年度から5年間の計画期間として第四次計画まで策定されています。

### \* 3 「青少年のインターネット利用環境実態調査」

平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、平成21年度から青少年とその保護者を対象に青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的に内閣府が実施している調査です。

### \* 4 「SNS（ソーシャルネットワークサービス）」

WEB上で社会的（ソーシャル）ネットワークを構築可能にするサービスで、フェイスブックやツイッター、ラインなど、登録した利用者同士がインターネットを介して繋がることのできるWEBサービスの一つです。

### \* 5 「地域」

本計画では、学校等以外の子どもの読書活動に関わる全ての施設（市立図書館、子育て支援センター及び児童館など）を「地域」と称します。

\* 6 「ブックスタート事業」

赤ちゃんと保護者に対して読み聞かせのアドバイスを伝えながら、絵本をプレゼントすることで、家庭において絵本を通じて親子のふれあいの時間をもてるよう支援する事業です。

本市は、健康推進課主催の「乳幼児健康栄養相談」時に、1歳児を対象にして実施しています。

\* 7 「ブックスタート・ステップ事業」

2歳児を対象に、家庭での読書環境の充実及び市立図書館の利用促進のため、市立図書館本館内において絵本のプレゼントと絵本リストによる情報提供を実施する事業です。

\* 8 「POP」

店頭で掲示したり、商品に付けたりする広告手段の一つで、市立図書館では図書のおすすめをするために活用しています。

\* 9 「団体貸出」

市立図書館が学校等、団体を対象に、図書資料の貸出しを実施します。本市は、1ヶ月間を期限とした長期貸出しを行っています。

\* 10 「全国学力・学習状況調査」

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るためのもので、国が平成19年度から実施し、小学校6年児童及び中学校3年生徒が対象となっています。

\* 11 「こどもの読書週間」

4月23日から5月12日までで、「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会が定めたものです。

\* 12 「読書ノート」

読書意欲が高められるよう、読んだ本や感想を記録する読書実績ノートのことです。

\* 1 3 「レファレンスサービス」

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の紹介や検索などをして、調べものの援助をする業務のことです。

\* 1 4 「学習・情報センター」

児童（生徒）の自主的・主体的な学びを支援する学校図書館の役割の一つです。（文部科学省「学習指導要領解説総則編」より）

\* 1 5 「読書センター」

児童（生徒）が読書活動を展開し、豊かな心と感性を育む学校図書館の役割の一つです。（文部科学省「学習指導要領解説総則編」より）

\* 1 6 「子どもの読書の日」

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたものです。第10条において、「国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされています。

\* 1 7 「優良図書」

公益財団法人北海道青少年育成協会が、昭和45年度から青少年が強く美しい心を持ち、健やかに成長することを願い、北海道学校図書館協会、北海道読書推進運動協議会に協力を依頼し、年齢別に「北海道青少年のための200冊」として選定されている図書です。